

遊佐町一般廃棄物処理基本計画
(ごみ処理基本計画)

令和4年3月改定
遊佐町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
第2章 遊佐町におけるごみ処理の現況	3
1. 前ごみ処理基本計画の目標達成状況	3
(1) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(g/人・日)	3
(2) 事業系ごみ排出量削減率(%)	3
(3) リサイクル率(%)	4
2. ごみ処理の体制	5
(1) 収集・運搬体制	5
(2) ごみ処理体系	5
(3) ごみの分別区分	6
(4) ごみの区分及び収集方法	6
3. ごみ減量施策	7
(1) ごみの減量化・再生利用に関する主な取り組み	7
(2) ごみの減量化・再生利用の取り組み状況	8
4. 現状と課題	11
(1) ごみ排出量実績	11
(2) ごみ処理費	13
(3) ごみ処理の課題	14
第3章 将来のごみ量予測	17
1. 将来人口の予測	17
2. 総ごみ発生量の予測	18
第4章 基本方針	19
1. 基本理念及び目標	19
2. 基本方針	19
3. ごみ減量・資源化の目標	20
(1) 1人1日あたりのごみ排出量(g/人・日)	20
(2) 事業系のごみ排出量削減率(%)	20
(3) リサイクル率(%)	21

第5章 基本計画の施策	22
施策1. 発生抑制の推進	22
(1) 家庭系ごみの減量	22
(2) 生ごみ減量の推進	22
(3) 排出事業者による適正排出の促進	22
(4) 再利用の推進	23
(5) ごみ処理有料化の調査	23
施策2. 循環型利用の推進	24
(1) ごみ分別の徹底	24
(2) 生ごみリサイクルの検討	24
(3) 集団資源回収の促進	25
(4) 排出事業者による資源化の促進	25
(5) 率先した行政の取り組みの推進	25
(6) 再生品の利用促進	26
施策3. ごみの適正処理の推進	27
(1) 不法投棄対策	27
(2) 不法投棄されない環境づくり	27
(3) 在宅医療廃棄物への対応	27
(4) 災害廃棄物への対応	28
(5) 高齢者や障がい者に配慮した収集・運搬の検討	28
施策4. 適切な情報の提供と共有化の推進	29
(1) ごみ・環境情報の提供	29
(2) ごみ・環境情報の共有	29
(3) ごみ減量・リサイクル教育の推進	29

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

私たちは、物質的に豊かで便利な生活をもたらす一方で、地球温暖化や資源の枯渇、大量生産・大量消費による廃棄物の増加など、地球環境に様々な懸念すべき影響を及ぼしています。

このような中、国においては循環型社会形成推進基本法が制定され、廃棄物処理法及び資源有効利用促進法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等の各種リサイクル法の整備し、ごみの発生及び排出抑制とともに、リサイクルの推進を図り、資源循環型社会の構築に向けて施策を展開しています。令和4年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行される予定であり、今後益々、資源循環推進の動きが活発となってくる見込みです。

遊佐町では、平成28年度に遊佐町一般廃棄物処理基本計画(以下、ごみ処理基本計画という。)を改訂し、中期的な視点のもとにごみ処理に対する基本的な方針・目標・施策を定め、町民・事業者・行政の協働・連携により一般廃棄物の効率的な収集および処理を進めてきました。

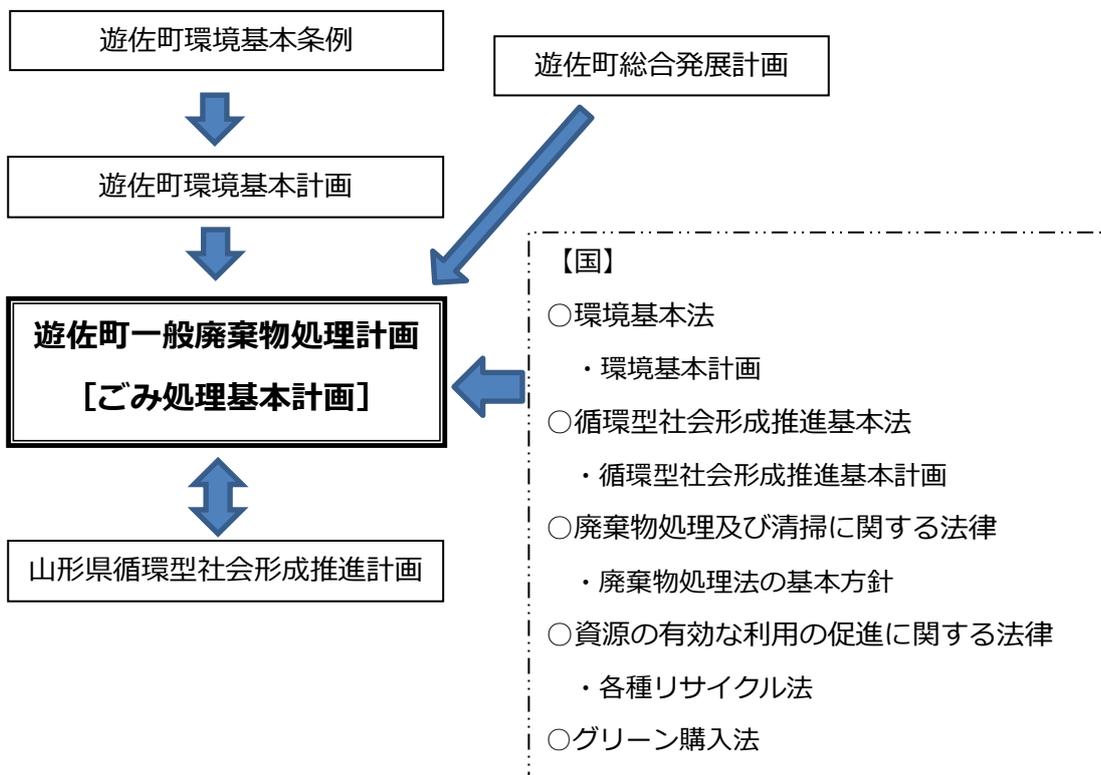
本計画は、前計画の目標年度到達にあたり、これまでの現状と課題の整理や、取り組みの評価を行うとともに、社会状況の変化への対応と、新たな計画目標値の設定を行い、課題解決と目標実現のための施策を示すため、計画を策定するものです。

2. 計画の位置付け

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、中期的・総合的視点に立って遊佐町の計画的なごみ処理の推進を図るため、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

また、遊佐町総合発展計画、環境基本計画と整合し、酒田地区広域行政組合及び構成市町と相互調整を行い位置付けるものです。

(図) 計画の位置付け



3. 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第2章 遊佐町におけるごみ処理の現況

1. 前ごみ処理基本計画の目標達成状況

平成28年度に改訂した前計画では、次の目標を設定しており、目標達成状況は以下のとおりとなっています。

(1) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)

『1人1日あたり排出されるごみの量を、令和3年度において600gへ減量する』

区分	単位	H27実績値	R3目標値	R2実績値
家庭系ごみ排出量	t	3,388	2,771	3,106
1人1日あたり排出量	g	653	600	653

※ 家庭系ごみ排出量 (酒田地区広域行政組合搬入量) ÷ 総人口 ÷ 365

令和2年度の1人1日あたりのごみ排出量は653gとなっており、平成27年度と比較すると増減なしとなっています。目標とは53gの差があり、さらなる減量が必要な状況です。

(2) 事業系ごみ排出量削減率 (%)

『目標年次 (R3) における事業系のごみ排出量を基準年 (H27) に比して10%削減する』

区分	単位	H27実績値	R3目標値	R2実績値
事業系ごみ排出量	t	752	677	674

令和2年度の事業系ごみ排出量は674tとなっており、平成27年度と比較すると78t減少しています。目標値は、677tなので目標を達成しています。

(3) リサイクル率 (%)

『リサイクル率を令和3年度において24%に引き上げる。』

※ 総資源化量÷ごみ総排出量

区分	単位	H27実績値	R3目標値	R2実績値
資源回収量	t	482	620	409
施設資源量(中間処理)	t	363	348	348
総資源化量	t	845	968	759
ごみ総排出量	t	4,622	4,068	4189
リサイクル率	%	18.3	23.8	18.1

令和2年度の総資源化量は759tとなっており、平成27年度比べて86t減少しています。人口減少に伴う、ごみ総排出量が大きく減少していることに比例し、資源回収量・施設資源量の両方が減少傾向にあります。リサイクル率で見ても0.2%減少しており、目標達成は困難な状況です。

2. ごみ処理の体制

(1)収集・運搬体制

家庭系ごみについては、民間委託により 173 箇所の集積所からの収集・運搬を行っています。また町内 7 カ所に設置したリサイクルステーションで、紙類資源物を収集しています。

(2)ごみ処理体系

本町から排出されるごみの中間処理、最終処分については、遊佐町、酒田市及び庄内町で構成する酒田地区広域行政組合において広域処理されています。また、紙類資源物は別途回収し、民間事業者により直接資源化を行っています。

①ごみ焼却施設

平成 14 年度から現在の焼却施設が稼働しています。この施設は、1 日 24 時間連続運転で日量 196 トンの処理能力があり、可燃ごみの全量を焼却しています。

また、焼却時の余熱エネルギーを有効利用するため、最大 1,990kW の発電能力を持つ蒸気タービン発電機を有しており、構内施設の消費電力として活用するほか、余った電力については、電力会社に売電しています。さらに、焼却後に発生する溶融スラグの再生利用を図ることにより、最終処分場の延命化を図っています。

②粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設は、ごみ焼却施設に併設しており 1 日 5 時間 12 トンの処理能力があります。粗大ごみの粉碎後、可燃物については焼却し、金属類については資源として回収しています。

③リサイクルセンター

リサイクルセンターは、ビン・缶類・ペットボトルの選別施設で、1 日 5 時間 40 トンの処理能力があり、選別後再商品化業者等へ売却または引渡しを行い、資源化を図っています。

④最終処分場

最終処分場となる埋立地については、各家庭からの埋立ごみや焼却施設から発生する飛灰を埋立てしています。

(3)ごみの分別区分

酒田地区広域行政組合の計画に基づき、以下のとおり分別しています。

○ごみの分別と種類

区 分	内 容
もやすごみ	生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず、プラスチック類等
埋立ごみ	せともの、ガラス類、金属・その他との複合製品等
資源物	空きびん、空き缶、なべ・フライパン・菓子缶など金属類等
ペットボトル	飲料用、調味料のペットボトル等
紙類資源物	新聞紙、チラシ類、雑誌、段ボール等
粗大ごみ	家具類、自転車、家電製品等 ※
水銀ごみ	乾電池、ボタン電池、蛍光灯（LED 式を除く）、その他水銀製品

※家電リサイクル法に基づくものは除く

(4)ごみの区分及び収集方法

①一般家庭から排出される一般廃棄物（家庭系）

現在は計画処理区域全域でステーション方式により収集しています。集積所の数は、令和3年度現在で173基となっています。また、町内7箇所にリサイクルステーションを設置し、随時ビン類・紙類を収集しています。

○ごみ区分及び収集方法

区 分	収集頻度	収集方法	排出形態	中間処理・最終処分
もやすごみ	2～3回/週	ステーション方式	指定ごみ袋	広域行政組合焼却施設
埋立ごみ	1回/月		指定ごみ袋	広域行政組合最終処分場
資源物	2回/月		指定ごみ袋	広域行政組合 リサイクルセンター
ペットボトル	1回/月		指定ごみ袋	
紙類資源物	1回/週		紐で縛る	民間事業者において資源化
粗大ごみ	2回/年		指定なし	広域行政組合粗大ごみ処理施設
水銀ごみ	1回/4半期		任意の透明な袋	広域行政組合 リサイクルセンター

②事業活動に伴って排出される一般廃棄物（事業系）

事業系のごみは、事業車自らの責任によって処理することを原則とし、自らの搬出と、事業者から委託された許可業者によってそれぞれ指定された処理施設に搬出することになっています。排出の区分については、家庭系に準ずるものとしています。

3. ごみ減量施策

(1)ごみの減量化・再生利用に関する主な取り組み

平成 元年 1 1月	リサイクルセンター稼働
平成 4年	集団資源回収実施団体への報奨金交付を開始
平成 4年	生ごみ処理機の購入者への補助金交付を開始
平成 6年 4月	不燃ごみをリサイクルセンターで処理開始 町の指定袋を採用して不燃ごみの分別収集（資源物、埋立）を実施
平成 10年	生ごみ処理機（電気式）の購入者への補助金交付を開始
平成 11年	町立小・中学校及び保育園施設への生ごみ処理機の導入（順次増設） （H11 遊・蕨小・遊中、H16 稲小、H17 高小、H18 吹小、H22 西小） （H15 吹浦保、H16 藤崎保、H16 遊佐保）
平成 12年	生ごみ処理機（電気式）の購入者への補助金額を増額 （5,000 円から 20,000 円）
平成 13年	リサイクルステーション設置（その後順次増設、現在 7ヶ所）
平成 13年 4月	ゆざまちエコアクションプラン策定
平成 13年 8月	ごみ減量化推進のためエコすまいるレディースを発足
平成 14年	生ごみの水切り調査（計 4回 延べ 65世帯）
平成 14年 1月	現ごみ処理施設稼働により、ごみの分別変更 ペットボトルの単独収集開始、紙類資源物の収集開始 ごみの出しかた便利帳及びごみ分別一覧表の全戸配布
平成 14年 10月	買物袋持参アンケート調査（対象 町民 200人）
平成 19年 4月	ごみの出しかた便利帳及びごみ分別一覧表の改訂、全戸配布
平成 19年 11月	マイはし持参活動実施
平成 20年 9月	レジ袋有料化協定締結
平成 20年 11月	レジ袋有料化実施（3社4店舗）
平成 22年 4月	生ごみ処理機購入費補助の拡大 自然発酵式 補助上限額 5,000 円から 10,000 円 電気式 補助対象 1/3 から 1/2 上限額 20,000 円から 50,000 円
平成 23年 2月	雑紙回収袋の作成、全戸配布
平成 28年 10月	ごみ分別ガイドブックの作成、全戸配布
平成 29年 10月	使用済み小型家電 イベント回収開始
平成 30年 7月	古着イベント回収開始
令和 元年 4月	使用済み小型家電・小型充電式電池 回収 BOX 設置
令和 2年 4月	水銀含有廃棄物（水銀ごみ）分別回収開始
令和 2年 7月	レジ袋有料化が全国で義務化

(2)ごみの減量化・再生利用の取り組み状況

ごみの減量化・再生利用は、今後のごみ処理対策を推進する上で重要な要素となります。本町における減量化・再生利用の実績は次のとおりです。

①資源回収事業

◆紙類資源物収集事業

平成14年1月よりごみステーションからの紙類資源物の分別収集を開始しています。収集されたものは民間事業者により資源化されています。令和3年度現在、週一回の頻度で収集しています。

○紙類資源物回収量

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
紙類資源物(t)	361.00	337.11	321.22	319.29	314.74	295.12

※出典：委託業者からの報告による

◆リサイクルステーション回収事業

各集落のごみステーションの他に、平成13年度より町内7ヶ所にリサイクルステーションを設置し、紙類資源物及び空き瓶類を常時排出できる体制を整備し、分別回収を開始しています。収集されたものは民間事業者により資源化されています。

○リサイクルステーション資源物回収量

区 分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2
紙類資源物	t	50.89	55.44	50.57	49.53	55.00	55.89
空き瓶	t	1.87	2.05	2.31	2.19	2.40	1.89
合計	t	52.76	57.49	52.88	51.72	57.40	57.78

※出典：委託業者からの報告による

◆住民団体による資源回収

町内各地区の小学校のPTAが教育の一環として児童と一緒に、また各地区婦人会がボランティア活動として、資源回収が昭和50年後半より行われてきました。町では各団体に資源回収奨励金を平成4年度より交付し、資源回収の推進を図っています。昨今では、少子化や売却単価の低下等の影響により、資源回収が継続できなくなる団体が増えております。奨励金の増額等、現在の協力団体を維持しつつ、新規団体の掘り起こしを行うことが課題となっております。

○集団回収実績

区 分	単位	H27	H28	H29	H30	R01	R02
紙類	t	57.01	64.39	69.12	63.60	56.60	53.3
びん類	t	11.34	10.92	12.19	7.73	4.05	1.28
アルミ缶	t	0.34	0.34	0.45	0.27	0.43	0.48
計	t	68.69	75.65	81.76	71.60	61.08	55.06

②生ごみ処理機器等普及事業

◆家庭用生ごみ処理機器購入補助制度

家庭から出る生ごみの自家処理によるごみの減量化を推進するため、平成4年度から生ごみ処理機器の購入に補助金を交付しています。平成10年度より電気式の購入者への補助を拡充し、また平成22年度より補助金額を増額しています。

○生ごみ処理機器補助実績

補助年度	合計(台)	内 訳		補助金額(円)
		電気式(台)	自然発酵式(台)	
27	6	0	6	26,100
28	13	2	11	87,600
29	8	0	8	22,800
30	9	2	7	48,100
1	10	2	8	88,100
2	14	4	10	130,900

◆公共施設への生ごみ処理機の導入

町立小・中学校及び保育園施設へ生ごみ処理機を導入し、厨芥ごみの減量に取り組んでいます。

③買物袋持参運動

平成20年9月に町内3社4店舗とレジ袋有料化に関する協定を締結し、レジ袋の排出抑制に取り組んでいます。

また、牛乳パック、白色トレイ等の店頭回収について啓発を行っています。

令和2年7月、「レジ袋」の有料化が全国で開始され、ほぼ全ての小売店におけるレジ袋排出抑制が行われています。

④出前講座の実施

ごみ減量化、リサイクル意識の啓発のため、出前講座による研修会を開催しています。

年 度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
開催件数	0	3	3	0	1

⑤ごみ分別ガイドブックの配布

平成28年10月にごみ分別の徹底と、ごみ減量意識の向上のため、ごみ処理・分別等に関する情報を掲載したごみ分別ガイドブックを各家庭に配布しています。あわせて町ホームページにもごみ分別に関する掲載しています。

⑥ごみ出しカレンダーの配布

ごみの収集日とごみ分別区分を掲載したカレンダーを作成し、毎年各家庭に配布しています。

⑦ごみステーション整備事業

衛生環境を維持するために、ごみステーション及びリサイクルステーションの整備を行っています。また老朽化したものは随時修繕を行い、集落で修繕できる軽微なものは材料費の支給を実施しています。

年 度	更 新		修 繕	
	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)
30	5	1,114,150	11	227,299
1	5	962,500	15	639,040
2	5	999,900	14	473,051

※更新には新設も含む。

※修繕には修繕にかかる原材料費のみ支給した場合及び移設を含む。

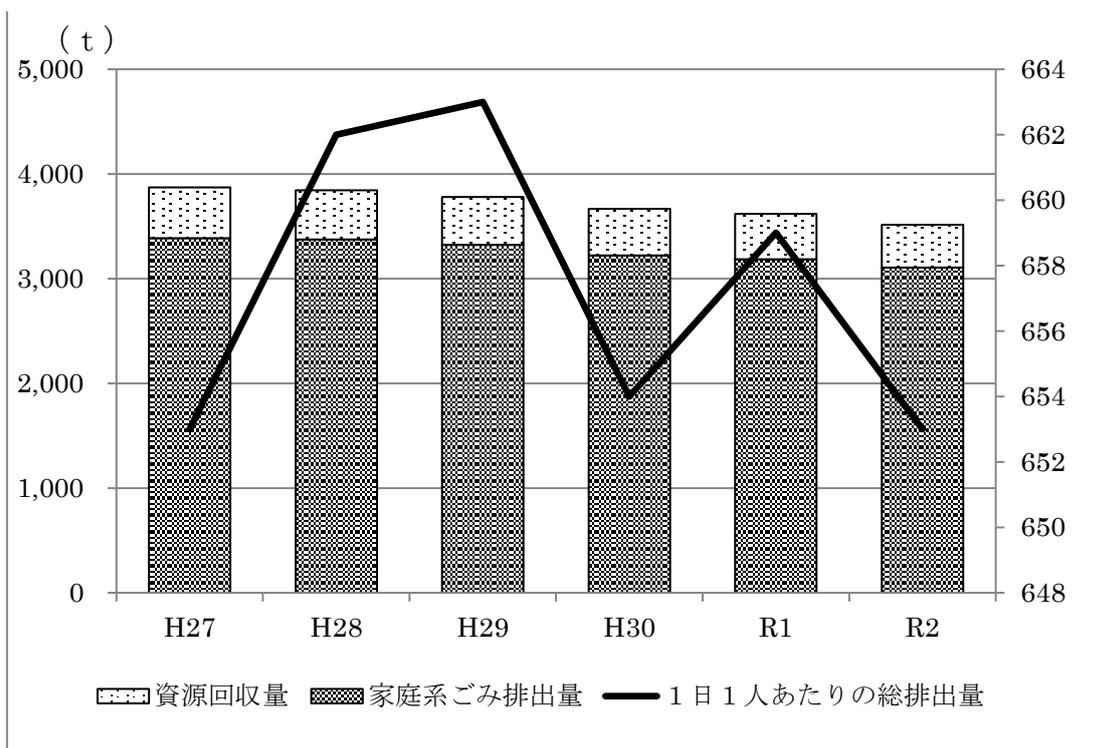
4. 現状と課題

(1)ごみ排出量実績

①家庭系ごみ

ごみ排出量は、人口の減少等の影響もあり、減少傾向にあります。また資源回収量は、横ばいで推移してきましたが、小売店等での回収なども進んできていることから減少傾向にあります。

図表 2-3 家庭系ごみの実績



区 分	単 位	H27	H28	H29	H30	R1	R2
家庭系ごみ排出量 ※1	t	3,388	3,374	3,324	3,223	3,186	3,106
資源回収量 ※2	t	482	470	456	443	433	409
総排出量	t	3,870	3,844	3,780	3,666	3,619	3,515

■ 1人1日あたりの排出量

区 分	単 位	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人口 ※3	人	14,212	13,965	13,737	13,508	13,250	13,033
家庭系ごみ排出量	g	653	662	663	654	659	653
総排出量	g	746	754	754	744	748	739

※1 家庭系ごみ排出量は、酒田地区広域行政組合への搬入量とする

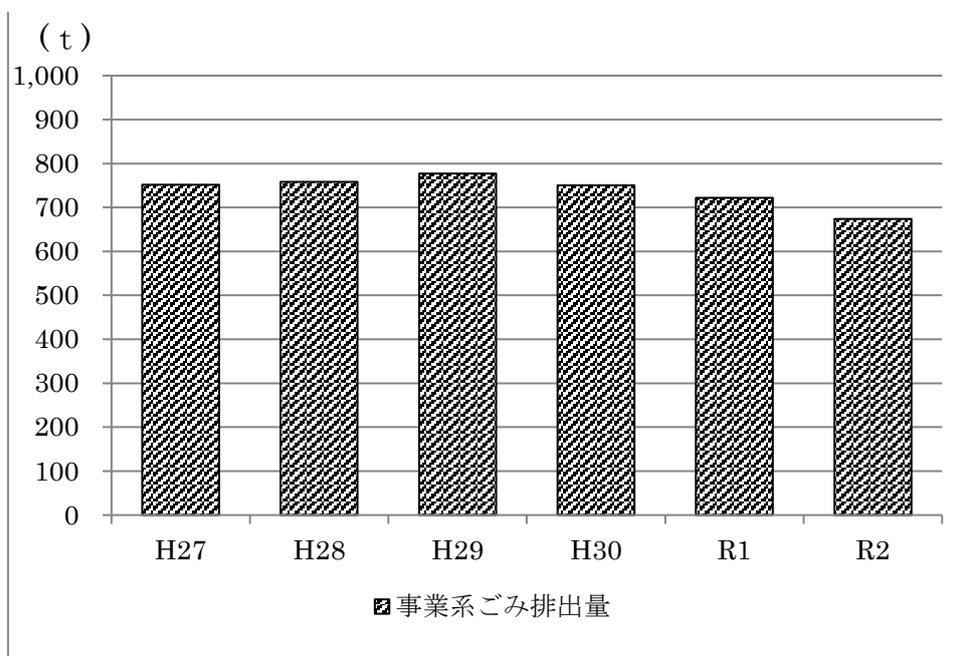
※2 資源回収量は、紙類資源物及びびりサイクルステーション回収の委託業者からの報告値と集団資源回収実績値の和とする

※3 人口は国勢調査による

②事業系ごみ

排出量は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、近年は減少傾向にあります。

○事業系ごみの実績



区 分	単 位	H27	H28	H29	H30	R1	R2
事業系ごみ排出量 ※	t	752	758	777	750	722	674

※ 酒田地区広域行政組合への搬入量とする

(2)ごみ処理費

①遊佐町におけるごみ処理経費負担

本町のごみ処理に要する、収集・運搬及び酒田地区広域行政組合負担額は次のとおりとなっています。

○遊佐町におけるごみ処理経費負担額の推移

区 分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2
収集運搬委託料	千円	22,242	23,100	23,100	23,100	23,316	23,716
組合負担金	千円	82,636	69,582	60,074	88,239	143,997	140,256
合計	千円	104,878	92,682	83,174	111,339	167,313	163,972
人口	人	14,212	13,965	13,737	13,508	13,250	13,033
世帯数	世帯	4,509	4,503	4,511	4,503	4,488	4,431
一人あたり負担額	円	7,380	6,637	6,055	8,242	12,627	12,581
一世帯あたり負担額	円	23,260	20,582	18,438	24,726	37,280	37,006

※人口及び世帯数は、国勢調査による

②ごみ処理手数料

一般家庭から排出されるごみは、町の委託業者により無料で収集・運搬処理を行っていますが、粗大ごみの収集においては、大小の区分によって手数料を下記のとおり定めています。

○粗大ごみ処理手数料

粗大ごみ 大	800 円
粗大ごみ 小	400 円

(3)ごみ処理の課題

本町におけるごみ処理の課題を整理すると、次のとおりです。

①発生抑制

家庭系ごみについては、平成 18 年度以降減少傾向にあります。町民 1 日 1 人あたりの排出量は横這い傾向が続いており、依然として県内平均よりも高い状況となっております。そのため、引き続き、町民一人ひとりのごみ減量に向けた意識の向上が重要となります。

町民とごみに関する情報を共有しながら、わかりやすい啓発活動に努め、町民と協働し無理なく継続的に実施できる取り組みを提案することが課題となっています。

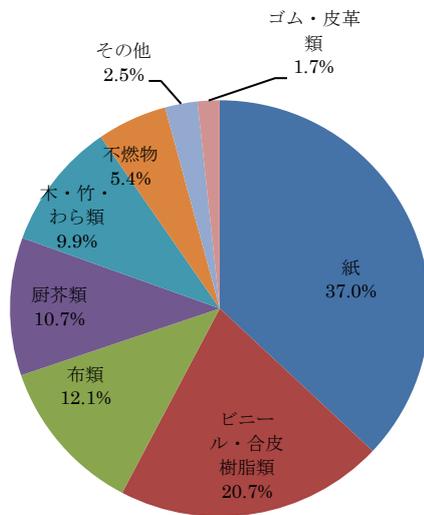
また、家庭系ごみの『有料化』については、庄内地区を除く県内全市町村で導入されています。有料化の導入は、排出量の抑止に大きく効果がありますが、その分住民一人ひとりにかかる負担も増加します。導入にあたっては出量に応じた負担の公平化、排出抑制への有効性等、更なる検証を行うとともに酒田地区広域行政組合の構成市町との十分な協議が必要となります。

また、事業系ごみについては、事業所数の減少に伴い減少傾向にあります。今後も事業者の自主的、主体的な取り組みを支援するとともに、事業者への指導を強化し、発生抑制、分別の徹底を図ることが課題となっています。

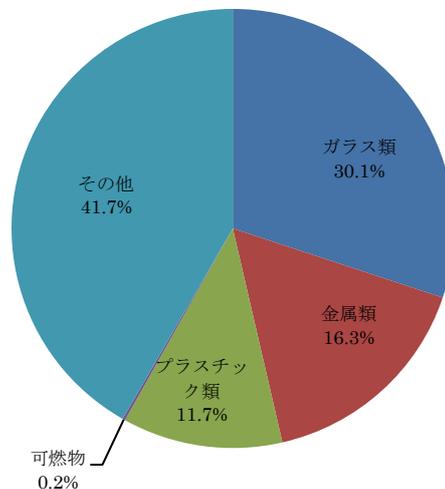
②分別収集の徹底

収集ごみ量は減少傾向にあります。ごみ処理施設に搬入された可燃ごみの組成分析によると、紙類が約 37%を占めています。これは、依然としてリサイクルできる紙類が多く潜在していることを示していると考えられます。また、厨芥類（生ごみ）についても約 11%含まれており、家庭における水切りや食品ロス対策がまだ不十分であることがわかります。環境推進員等を通じて、各家庭への啓発活動に力を入れていく必要があります。

また、ごみ処理施設に搬入される埋立ごみの中には、資源ごみ（金属類）が多く混入していることが確認されており、このことは最終処分場の圧迫に繋がりがねません。今後も分別収集の徹底を図り、分別精度を向上させる必要があります。



令和2年度可燃ごみ組成分類



令和2年度不燃ごみ組成分類

③リサイクル率の向上

令和2年度におけるリサイクル率は約18%ですが、限りある天然資源の浪費を抑制し、環境への負荷を軽減するためには、さらにリサイクル率を向上させる必要があります。目標達成のためには、現在の取り組みを継続するだけでなく、新たな資源物の分別回収も検討していく必要があります。(プラスチックごみ、剪定枝等)

④不法投棄対策について

不法投棄監視業務を各地区2名、合計12人に委託し、不法投棄の有無を常時監視しています。また、5月及び10月に不法投棄防止集中パトロールとして県と合同で街宣車により町内を巡回し、廃棄物の適正処理と不法投棄の防止について啓発活動を実施しています。

町広報紙掲載、チラシの配布による不法投棄防止啓発活動を随時実施しています。

⑤ごみ集積の環境整備

本町ではステーション収集を採用しており、各地区においてステーションの運営を行っていただいています。ステーションの管理においては、小動物等によるごみの散乱を防ぎ、衛生環境を維持するためにも老朽化したものは随時修繕、更新を行っていく必要があります。軽微な破損については、地区住民による修繕を推奨し、材料費の補助を行っています。

また近年は、高齢化や生活スタイルの多様化等により、時間内の排出が困難な事例も発生しております。

⑥適正処理困難物に対する対応

本町では、酒田地区広域行政組合ごみ処理施設では処理できないものについて、環境推進員連合会事業として収集事業を実施しています。

⑦在宅医療廃棄物の処理

注射針等の特に留意が必要なものは、安全対策や患者のプライバシー保護、収集等に従事する作業員への危険に配慮をした回収が必要であることから、適切な回収または廃棄の方法について周知する必要があります。

⑧災害廃棄物への対応

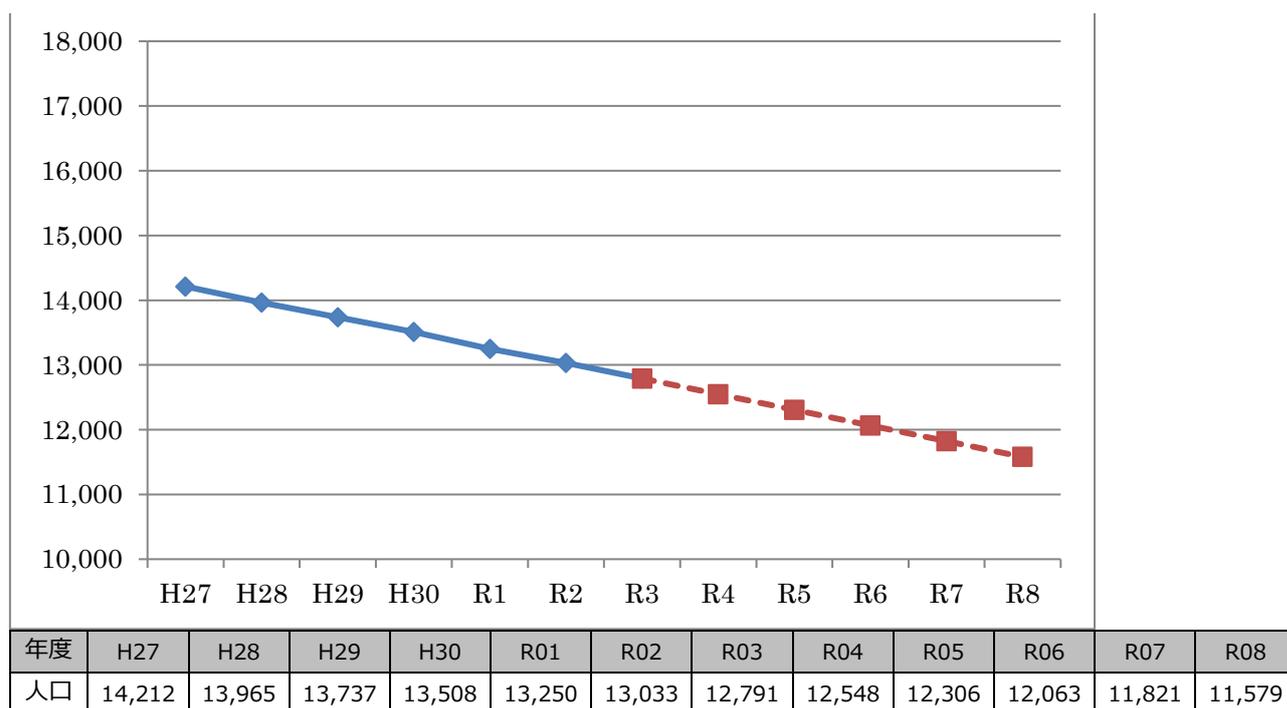
遊佐町では、遊佐町地域防災計画（平成 26 年 11 月策定）を策定し、計画的な防災行政の推進を図っています。また、災害時に発生する災害廃棄物の処理にあたっては、遊佐町災害廃棄物処理計画（令和 3 年 3 月策定）に基づき、山形県や酒田地区広域行政組合と連携しながら、迅速かつ適切な対応を行います。

第3章 将来のごみ量予測

1. 将来人口の予測

本町の人口は昭和30年代以降漸減しており、今後も減少傾向が継続すると予測されます。

○将来人口予測



※平成27年～令和2年については国勢調査による

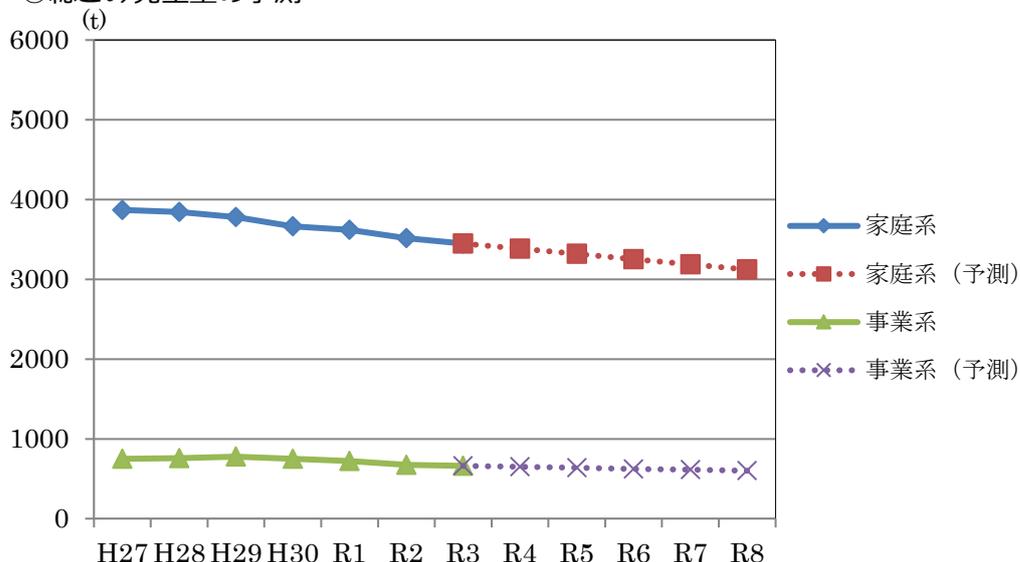
※推計値はコーホート人口推計から算出した

2. 総ごみ発生量の予測

ごみの発生量を予測するには、将来の予測人口に1人1日あたりの発生量である発生源単位の予測量等に乗じて算出する発生源単位法が現在最も多く用いられています。

本町では中期的には、産業構造やごみ処理方法の大幅な変化が見込まれないことから、人口の減少とともにごみの発生量も減少傾向が続くと予想されます。基準年（R2）と同じ発生源単位（人口及び事業所数）の値で推移した場合の予測量は以下のとおりであり、目標年（R8）には3,723tまで自然的に減少すると予測されます。

○総ごみ発生量の予測



区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
家庭系(t) ※3	3,870	3,844	3,780	3,666	3,619	3,514	3,449	3,383	3,318	3,253	3,187	3,122
(内 組合搬入分)	3,388	3,374	3,324	3,223	3,186	3,106	3,048	2,991	2,933	2,875	2,817	2,760
事業系(t)	752	758	777	750	722	674	662	649	637	623	612	600
合計(t)	4,622	4,602	4,557	4,416	4,341	4,188	4,111	4,032	3,955	3,876	3,800	3,723
人口 ※1	14,207	13,965	13,737	13,508	13,250	13,032	12,790	12,548	12,305	12,063	11,821	11,579
1人1日あたりの排出量(g)	746	754	754	744	748	739	739	739	739	739	739	739
事業所数 ※2	614	602	591	580	569	558	548	537	527	516	507	497
1事業所あたりの排出量(t)	1.22	1.26	1.31	1.29	1.27	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21

※1 人口推計値は国勢調査とコーホート人口推計から算出した

※2 事業所数推計値は経済センサス活動調査から推計した

※3 酒田地区広域行政組合への搬入量及び資源回収量の和とする

第4章 基本方針

1. 基本理念及び目標

ごみの減量とリサイクルの推進は、環境への負荷の軽減や資源の有効利用など地球環境保全のうえからも重要な課題となっています。

このため、これからのごみ処理は、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる3Rを基調とした適切な体制を構築し、循環型のまちづくりを目指して推進していかねばなりません。

また、遊佐町環境基本条例に定めるとおり、安全で健康かつ文化的な生活環境を維持し、将来の世代に良好な環境を引き継いでいくためには、行政のみならず、町民も事業者も互いに協働しながら、それぞれの役割と責任を果たし、社会全体で取り組んでいく必要があります。

☆「本計画の基本目標」

『環境にやさしい循環型のまちづくり』

2. 基本方針

目標を達成するためのごみ処理の基本方針は次のとおりとします。

(1) 限りある資源を大切に使い、廃棄物の減量と再生利用を推進する資源循環型社会の構築をめざします。

- ①ごみの原因となるものを必要以上に購入しない、ものを大切に使う生活をする等の活動を推進し、引き続きごみの発生抑制に取り組みます。
- ②ごみの分別を徹底して、資源物を回収するほか、集団回収や拠点回収の充実を図り、資源物のリサイクルに努めます。

(2) 廃棄物の処理については、環境を損なうことなく適正に行われるよう、その対策を推進します。

- ①ごみの分別、収集、運搬、処分については関係法令の遵守はもとより、安全性に十分配慮します。
- ②不法投棄を防止するため、地域と一体となった活動を展開します。

3. ごみ減量・資源化の目標

町民・事業者・町が共通の認識のもと、ごみの発生・排出の抑制に取り組んでいくために目標値を設定し、更なるごみの減量及び資源化を図っていくこととします。

(1) 1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)

『1人1日あたり排出されるごみの量を、
令和8年度において600gへ減量する』

ごみの排出量は町民にわかりやすいものとして、1人1日あたりのごみの排出量を指標とします。本計画においては、資源ごみを加えたごみの排出量から目標値を設定しています。

※ 家庭系ごみ排出量…酒田地区広域行政組合搬入量 ÷ 総人口 ÷ 365

○家庭系ごみ排出量の目標値

区分	単位	R2実績値	R8目標値	対R2年比	伸率(%)	R8推計値
家庭系ごみ排出量	t	3,106	2,535	△ 571	△ 18.4	2,760
1人1日あたり排出量	g	653	600	△ 53	△ 8.1	—

(2) 事業系のごみ排出量削減率(%)

『目標年次(R8)における事業系のごみ排出量を
基準年(R2)に比して12%削減する』

○事業系ごみ排出量の目標値

区分	単位	R2実績値	R8目標値	対R2年比	伸率(%)	R8推計値
事業系ごみ排出量	t	674	593	△ 81	△ 12.0	600

(3)リサイクル率 (%)

『リサイクル率を、令和8年度において21%へ引き上げる』

紙類資源物収集、リサイクルステーション回収及び集団回収等による資源化量にごみ処理施設における中間処理に伴う資源化量を加えた量を、ごみ総排出量で除したリサイクル率を指標とします。

※ 総資源化量 ÷ ごみ総排出量

○ごみ総排出量

区 分	単位	R2実績値	R8目標値	対R2年比	伸率(%)
家庭系ごみ排出量 ※ 1	t	3,106	2,535	△ 571	△ 18.4
事業系ごみ排出量 ※ 1	t	674	593	△ 81	△ 12.0
資源回収量 ※2	t	409	504	95	23.2
ごみ総排出量	t	4,189	3,632	△ 557	△ 13.3

※1 酒田地区広域行政組合への搬入量

※2 紙類資源物収集、リサイクルステーション回収及び集団回収量等

○リサイクル量の目標値

区 分	単位	R2実績値	R8目標値	対R2年比	伸率(%)
資源回収量	t	409	504	95	23.2
施設資源量(中間処理)	t	348	259	△ 89	△ 25.6
総資源化量	t	759	763	4	0.5
ごみ総排出量	t	4,189	3,632	△557	△ 13.3
リサイクル率	%	18.1	21.0	2.9	-

第5章 基本計画の施策

施策1. 発生抑制の推進

(1) 家庭系ごみの減量

令和2年7月より全国でレジ袋有料化が始まりましたが、引き続き、事業者へのレジ袋削減等の協力を働きかけるとともに、町民へのマイバック持参と牛乳パック・白色トレイの店頭回収への協力を呼びかけ等、ごみの減量に努めます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	町民への普及啓発及び事業者への協力要請
町 民	買物袋持参の実践、牛乳パック・白色トレイ等の店頭への持参
事 業 者	買物袋持参率向上のための手法の実践 牛乳パック・白色トレイ等の店頭回収

(2) 生ごみ減量の推進

生ごみの水切りの徹底について啓発し、発生抑制を図ります。
また、各家庭での生ごみ処理機器の普及を促進するとともに、効果的な利用方法などの情報提供により、生ごみの資源化を促進します。また家庭や事業者での食品ロスの削減に向けた取り組みについて検討していきます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	生ごみ水切り徹底の啓発 生ごみ処理機器購入者への補助支援 食品ロスの削減に向けた取り組みの検討 環境推進員を通じた家庭への広報・啓発
町 民	水切りによる減量化、家庭から出る生ごみの堆肥化

(3) 排出事業者による適正排出の促進

多量排出事業者に対しては、ごみ減量化推進計画等の作成を指導するとともに、資源化、再生利用の推進及び中間処理による減量化の推進についても啓発していきます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	多量排出事業者への指導、啓発
事 業 者	ごみ減量化の実践及び自主計画の策定

(4)再利用の推進

循環型社会の形成に向けては、町民一人ひとりが大量消費・大量廃棄のライフスタイルを改め、環境に配慮したスタイルへ見直すことが必要となります。買い物をするときは、簡易包装、詰め替え可能な商品等、環境に配慮した製品を購入し、食材の買い過ぎをせず、生ごみを少なくする調理方法を行うといった、ごみの抑制を啓発します。「もったいない」の精神で、ものを無駄にせず、大切に使う、環境にやさしいライフスタイルの普及啓発に取り組みます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	ごみの発生・排出抑制につながるライフスタイルの提案 簡易包装、詰め替え可能な商品等、環境に配慮した製品購入の 推進、啓発
町 民	フリーマーケット・バザーの開催

(5)ごみ処理有料化の調査

他自治体の取り組み事例を収集・分析し、有料化の有効性・妥当性を調査研究します。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	ごみ処理有料化の調査

施策 2. 循環型利用の推進

(1)ごみ分別の徹底

再資源化できるものがごみに混入されないよう、ごみ出しルール指導月間において分別の徹底を呼びかけるとともに、町民にわかりやすい分別ルールの周知に努めます。また、引き続き紙類資源物の分別収集に取り組むとともに、剪定枝や廃食用油の分別収集によるリサイクルや、既設のリサイクルステーションを活用した新たなリサイクルルートの確保に向け、検討を進めます。さらに令和 4 年 4 月には、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行される予定であり、今後プラスチックごみの分別回収に向けて酒田地区広域行政組合構成市町と協議・検討を重ねていきます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	分別ルールの周知 紙類資源物の分別収集 剪定枝や廃食用油のリサイクルの検討 使用済み小型家機器等のリサイクルの検討 リサイクルステーションを活用した資源物収集 新たなリサイクルルートの確保 プラスチックごみの分別に関する検討
町 民	定められた区分でのごみ分別の実践と徹底

(2)生ごみリサイクルの検討

生ごみを資源として捉え、その有効利用を図るため、民間事業者と連携を図りながら地域循環型の生ごみ堆肥化システムについて調査・検討を行います。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	生ごみ堆肥化システムの調査・検討

(3) 集団資源回収の促進

P T A や 婦 人 会 等 の 住 民 団 体 に よ る 古 紙 類 ・ ビ ン 類 の 資 源 回 収 事 業 が よ り 一 層 促 進 さ れ る よ う 、 新 た な 手 法 を 検 討 ・ 提 案 す る な ど 支 援 に 努 め ま す 。
ま た 、 昨 今 で は 売 却 価 格 の 低 下 や 、 人 員 不 足 に よ り 集 団 回 収 事 業 が 継 続 で き な く な っ た 団 体 も 見 ら れ る た め 、 奨 励 金 の 増 額 等 の 補 助 策 を 講 じ つ つ も 、 新 規 団 体 の 掘 り 起 こ し 等 、 取 り 組 み 団 体 の 拡 大 に 努 め ま す 。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	集団資源回収への支援、新たな手法の検討・提案 新規団体の掘り起こし検討
町 民	集団資源回収への積極的な協力

(4) 排出事業者による資源化の推進

製 造 ・ 流 通 事 業 者 に 対 し 、 過 剰 包 装 の 自 粛 、 使 い 捨 て 製 品 の 生 産 ・ 販 売 ・ 使 用 の 自 粛 及 び 積 極 的 な 自 主 回 収 へ の 取 り 組 み に つ い て 働 き かけ を 行 い ま す 。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	事業者への働きかけ
事 業 者	製造・流通事業者による自主回収・資源化の推進

(5) 率先した行政の取り組みの推進

町 民 ・ 事 業 者 に 働 き かけ を 行 う 上 で 、 排 出 事 業 者 と し て 、 町 自 ら が 模 範 と な る よ う 、 環 境 マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム を 適 切 に 運 用 し 率 先 し て 取 り 組 み を 進 め 、 再 生 品 の 利 用 拡 大 、 資 源 化 の 促 進 な ど 、 政 策 の あ ら ゆ る 分 野 に お い て 環 境 へ の 配 慮 を 取 り 入 れ た 取 り 組 み を 一 層 推 進 し て い き ま す 。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	公共事業等における廃材使用の推進 環境マネジメントシステムの適切な運用

(6)再生品の利用促進

ごみから資源を分別し、それを用いた再生品を購入・利用することで、初めて環境への負荷を減らすことにつながります。このことについて普及啓発に努め、事業者や町民の意識の醸成を図り、その行動を促進していきます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	計画的なグリーン購入の推進、 住民に対するグリーン購入の呼びかけ
町 民	グリーン購入対象製品の購入
事 業 者	グリーン購入対象製品の購入 販売店におけるわかりやすい商品展示等

施策 3. ごみの適正処理の推進

(1)不法投棄対策

捨て得は許さないこと、不法投棄は犯罪であることを浸透させるために、悪質な不法投棄に対しては、警察等と連携を密にしながら、厳しく対応します。また不法投棄の早期発見、早期解決を図るため、関係各者との連携を強化し、監視体制の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	不法投棄監視人による定期的巡回監視の実施 不法投棄防止強化月間の実施 庄内地区不法投棄防止対策協議会と連携した、巡回監視の実施

(2)不法投棄されない環境づくり

清潔で美しい町を保つため、広報紙、ごみ捨て禁止看板の設置などによる各種啓発活動、適正処理困難物の収集により不法投棄の未然防止に引き続き取り組みます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	不法投棄防止啓発活動の実践、ボランティア清掃活動への支援 適正処理困難物収集の実施
町 民	不法投棄はしない、させない、許さない状況の醸成
事 業 者	不法投棄はしない、させない、許さない状況の醸成

(3) 在宅医療廃棄物への対応

在宅医療廃棄物の処理について、医療機関との協議を行い、収集作業時の事故防止等の観点も踏まえながら、適切な排出方法及び処理方法について周知を徹底していきます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	適切な回収方法の周知及び処理の実施
町 民	適切な回収への協力
事 業 者	安全かつ適正な排出を行うための情報提供及び指導

(4) 災害廃棄物への対応

災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物への適切な対応を図ります。

また、関係機関、近隣自治体及び民間団体などと連絡・調整を行い、災害廃棄物処理に対する支援・協力体制を構築します。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	災害廃棄物処理計画に基づく対応・災害時協定の締結

(5) 高齢者や障がいを持つ方に配慮した収集・運搬の検討

ごみステーションへのごみの排出が困難な高齢者や障がいを持つ方に配慮した収集サービスについて、関係課と協議しながら検討を行ってまいります。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	高齢者や障がいを持つ方に配慮した収集方法の検討

施策 4. 適切な情報の提供と共有化の推進

(1)ごみ・環境情報の提供

ごみ減量化の取り組みは、町民・事業者が主体となって取り組むものであることから、ごみ問題を正しく理解し、その問題に対し自ら判断し行動していくための、ごみに関する情報をわかりやすく提供することが重要となります。このため、あらゆる機会・媒体を通じて、積極的かつ効果的な情報発信に努めます。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	各種ごみ情報及び3 R等の広報啓発の充実
町 民	ごみ処理施設見学会等の実施

(2)ごみ・環境情報の共有

ごみ処理の課題や目標を各種団体・機関と共有し、意見交換等によって町民・事業者・行政、各主体での取り組みの評価、見直しができるよう連携の強化を図ります。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	各種団体・機関との連携の強化

(3)ごみ減量・リサイクル教育の推進

子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、地域や学校と連携、各種協議会と連携し継続的な環境教育を推進します。

特に、次代を担う子どもたちが環境に配慮した生活習慣を身に付け、循環型社会の構築に向けた活動を行うことは重要です。また、子どものごみ学習は、大人のごみ問題に対する意識の高揚への発展が期待できるものであることから、小中学校等の環境学習の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

主 体	役 割
町	副読本等を活用した環境教育の充実、まちづくり出前講座の実施
町 民	環境学習等への積極的な参加